

30糸危第 876 号  
平成30年9月27日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 御中  
玄海原発反対からつ事務所 御中  
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 御中

糸島市長 月形 祐  
(総務部危機管理課)



玄海原発安全協定に事前了解の権限など立地自治体と同等の権限を求める  
要請について (回答)

(対2018年9月14日付要請書)

貴団体におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、貴団体より提出されました要請書について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

原子力発電所の稼働については、国が責任を持って安全性を検証・確認し、国民、地域の皆様の理解を得られるよう、十分に説明していく必要があると考えていますし、電気事業者もまた同様です。

要請にあります「事前了解」につきましては、法令上特に定めがなく、その仕組みが明確ではありません。

従来から申し上げておりますとおり、本市は、立地自治体の判断を尊重する立場にあるものと考えています。

本市としましては、国及び九州電力に対し、原子力発電所の安全を堅持していくよう強く要望していきますとともに、避難計画の実効性を高めるため、不断の努力を重ねてまいりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

以上

・土砂災害警戒区域内に所在する広域避難所について

平成30年9月14日（金）にいただきました質問について、以下のとおり回答いたします。

ご指摘いただきました糸島市原子力災害広域避難個別計画における避難先については、平成27年度に、土砂災害警戒区域内に所在する等の理由により、3箇所を見直しました。

それ以外の土砂災害警戒区域内に所在する避難先は、土砂災害における想定堆積高より避難スペースが高く、土砂災害に耐えられることなどから、避難先として継続しています。

以上